

田村市耐震改修促進計画 (改定)

令和4年3月

田 村 市

目 次

はじめに	2
第1 計画の概要	3
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 対象区域及び耐震化を図る建築物	
第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1 想定される地震の規模、被害の状況	
2 耐震化の現状	
3 耐震改修等の目標の設定	
第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	6
1 基本的な取組み方針	
2 耐震化の支援制度	
3 安心して耐震改修できる環境整備	
4 田村市住宅耐震化アクションプログラムの策定	
第4 建築物の減災化を促進する施策	8
1 減災化の基本的対策	
2 ブロック塀等の耐震対策	
第5 啓発及び知識の普及	9
1 地震防災マップの作成・公表	
2 相談体制の整備・情報提供の充実	
3 パンフレットの作成と活用	
第6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項	9
1 関係団体との連携	

はじめに

我が国は、世界で有数の地震大国と言われ、首都直下地震、南海トラフ地震など巨大地震発生の切迫性が指摘されており、本県周辺においても、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されているなど地震災害への対策が重要な課題となっている。

平成7年の阪神・淡路大震災では、倒壊した住宅・建築物等が6,434人もの尊い生命を奪っただけでなく、多くの人々の避難や救援・救助活動を妨げ、被害を拡大させた。このとき倒壊した建築物の多くは昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定(以下「新耐震基準」といい、これ以前の基準を「旧耐震基準」という。)に適合していない建築物であった。

その後も、国内では各所で地震が頻発しており、平成23年3月に発生した東日本大震災では、巨大な地震及び津波により、自然災害として戦後最大となる甚大な被害をもたらした。また、令和3年2月には福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、本県は再び大きな被害をうけることとなった。

このように地震は、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあることから、地震発生時の被害を可能な限り軽減できるよう平時から備えておくことが重要であり、建築分野においては、住宅・建築物の耐震化や減災化を計画的に進めていくことが求められている。

本市においては、平成20年3月に「田村市耐震改修促進計画」を策定し、木造住宅や特定建築物の耐震化を推進してきた。今回の改定は、計画策定後の建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、建築物の耐震化をより一層促進するため計画を見直すものである。

第1 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、市内における住宅・建築物の耐震化を促進する指針として策定するもので、地震の被害から市民の生命や財産を守り、安全で安心して生活できるまちづくりの実現を目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第6条に基づき市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定する。

また、策定にあたっては、国の基本方針、福島県耐震改修促進計画及び田村市地域防災計画を踏まえることとする。

3 計画の期間

本計画は令和3年度から令和12年度までとする。また、必要に応じて適宜、目標や計画内容を見直すこととする。

4 対象区域及び耐震化を図る建築物

本計画の対象区域は、市内全域とする。また、本計画では建築物の用途、規模、構造、建設年度等を踏まえ、震災時における影響等を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として以下に示すもののうち、旧耐震基準により建設されたものを対象とする。

また、地震被害から市民の安全を確保するため、避難路沿道のブロック塀についても耐震対策の対象とする。

(1)住宅 木造及び非木造の戸建て住宅、共同住宅及び長屋

(2)特定建築物 表1に掲げる建築物で(1)の規模の建築物。特定建築物のうち、旧耐震基準で建築されたものが「特定既存耐震不適格建築物」となる。

特定既存耐震不適格建築物のうち、表1(2)で示された一定用途・規模以上の建築物が「指示対象建築物」であり、所管行政庁により耐震診断や耐震改修に係る指示の対象となる。

(3)耐震診断義務付け対象建築物 耐震診断義務付け対象建築物は、法により耐震診断を義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模な建築物及び都道府県耐震改修促進計画に記載された避難路沿道の建築物や防災拠点建築物。

①大規模建築物

耐震診断義務付け大規模建築物(法では、「要緊急安全確認大規模建築物」という。)は法附則第3条に定められた建築物

②防災拠点建築物・避難路沿道建築物

防災拠点建築物は大地震発生時にその利用を確保することが公益上重要な建築物であり、避難路沿道建築物は大地震時にその円滑な通行を確保すべき避難路及びその沿道にある建築物。

防災拠点建築物及び避難路沿道建築物(法では、「要安全確認計画記載建築物」という。)は、法第5条3項の規定に基づき、福島県耐震改修促進計画への記載により耐震診断が義務付けられる建築物。

表 1 特定建築物等 用途・規模要件一覧

法	政令 第 6 条 第 2 項	用 途		(1)	(2)
				法第14条の所有者の努力義務及び法第15条第1項の指導・助言対象建築物	法第15条第2項の指示対象建築物
法第 14 条 第 1 号― 特定建築物―	第1号	幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	階数 2 以上かつ 750 ㎡以上
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む
			老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 2,000 ㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	—
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	—
		卸売市場			
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	—
		事務所		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	—
		博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	—
		工場(危険物の貯蔵場等を除く)			
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
	第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000 ㎡以上
法第 14 条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 ㎡以上	
法第 14 条 第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物	—	

第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

「福島県地域防災計画 地震・津波対策編」では、福島盆地西縁断層帯地震、会津盆地西縁断層帯地震、双葉断層地震、福島県沖地震の4つ(内陸部3、海洋部1)の地震について、建築物等に対する地震被害を想定している。(表2参照)

県の地震想定における市内の最大震度は、双葉断層が活動した場合で最大震度5強であるが、市東端の連接する双葉断層の活動に連動して畑川破碎帯が活動した場合の想定はされていないことから、「田村市地域防災計画 地震災害対策編」では、双葉断層に連動して畑川破碎帯が活動した場合において東日本大震災時に観測した震度6強同等かそれを超える揺れになることも否定できないとしている。

表2 定量被害想定結果の概要(福島県地域防災計画／地震・津波災害対策編)

想定区分	①福島盆地西縁断層帯	②会津盆地西縁断層帯	③双葉断層	④福島県沖
想定地震	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.7 浅部 D=20km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強	最大6弱
木造大破棟	11,306 棟	11,031 棟	7,723 棟	4,733 棟
非木造大破棟	497 棟	342 棟	217 棟	158 棟
死者(夜／昼)	840 人/327 人	749 人/278 人	553 人/203 人	346 人/131 人
負傷者 (夜／昼)	4,324 人/ 4,343 人	4,604 人/ 4,476 人	2,908 人/ 2,948 人	1,632 人/ 1,661 人
避難者	51,621 人	38,366 人	28,599 人	35,798 人

2 耐震化の現状

(1)住宅

平成30年の住宅・土地統計調査によると、市内の住宅総数12,070戸のうち、10,014戸の住宅は耐震性能があると推計され、耐震化率は83.0%となっている。

しかしながら、木造住宅については耐震対策が遅れている状況であるため、県、関係機関等と連絡し、耐震対策の促進を図ることが必要である。

表3 住宅の耐震化の状況(平成30年 住宅・土地統計調査による戸数) (単位:戸、%)

区 分	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年以前の 住宅② 耐震性有③	住宅総数 ④ (①+②)	耐震性能有住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
木 造	5,922	4,558 2,528	10,480	8,450	80.6
非木造	1,059	531 505	1,590	1,564	98.4
合 計	6,981	5,089 3,033	12,070	10,014	83.0

※住宅総数中、建設年度不詳分については各々に按分。表中の木造数は、統計の木造及び防火木造の合計。非木造は鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他の合計。

(2)特定建築物

令和3年3月31日時点での市内の特定建築物は80棟ある。このうち72棟(90.0%)は耐震

性能を有している。また、昭和56年5月以前に建設された33棟のうち8棟については耐震診断を行っていない、又は耐震性能がない状態である。

表4 特定建築物の耐震化の状況(令和3年3月末時点)

(単位:棟、%)

区 分	昭和 56 年 6 月 以降の建築物①	昭和 56 年 5 月 以前の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性有③			
特定建築物	47	33 25	80	72	90.0
民間 建築物	13	3 0	16	13	81.3
公共 建築物	34	30 25	64	59	92.2

(3)市有建築物

市有建築物は、災害時に拠点や避難施設となる等、重要な施設であることから耐震対策の促進を図る。

表5 市有建築物の耐震化の状況(令和3年3月末時点)

(単位:棟、%)

区 分	昭和 56 年 6 月 以降の建築物①	昭和 56 年 5 月 以前の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性有③			
防災上重要 建築物	39	14 4	53	43	81.1
特定建築物 (※)	27	26 22	53	49	92.5
合 計	66	40 26	106	92	86.8

※特定建築物には、防災上重要建築物を含まない。

3 耐震改修等の目標の設定

(1)住宅

想定する地震による被害を軽減するためには、住宅の耐震対策が重要であることから、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和7年度までは95%とし、令和12年度には概ね解消することを目標とする。

(2)特定建築物

特定建築物は大勢の人々が利用することから、人的及び経済被害額を抑えるため、県と連携して早期の耐震化を目標とする。

(3)市有建築物

市有建築物は、災害時に拠点や避難施設となる等、重要な施設であることから令和7年度には耐震化が概ね解消することを目標とする。

第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題としての意識をもって地震防災対策に取り組むことが不可欠である。

市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じるとともに、市有建築物の耐震診断及び耐震改修について率先して取り組むこととする。

2 耐震化の支援制度

住宅・建築物の耐震化の必要性・重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置（耐震改修促進税制、住宅ローン減税等）等の活用を進めながら、住宅・建築物の耐震化を促進する。

(1)田村市木造住宅耐震診断者派遣事業

①事業概要

木造住宅の所有者が、当該住宅の耐震診断を希望する場合、市が建築士等を派遣して耐震診断を実施する。

②対象住宅

- ア 所有者が自ら居住する住宅
- イ 昭和56年5月31日以前に建築工事が着手された戸建て住宅
- ウ 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- エ 過去に、田村市事業による耐震診断等を受けていない住宅

(2)田村市木造住宅耐震改修支援事業

①事業概要

耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う所有者等へ補助金を交付する。

②対象住宅

- ア 所有者が自ら居住する住宅
- イ 昭和56年5月31日以前に建築工事が着手された、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の既存不適格住宅
- ウ 耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの
- エ 建築基準法令に違反していないもの
- オ 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの
- カ 田村市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱による補助金の交付を受けたことがないもの

3 安心して耐震改修できる環境整備

所有者等が、円滑に住宅・建築物の耐震化を進められるよう必要な環境を整備する。

特に、耐震性が不足する住宅の所有者等の個別の実情に応じるとともに、耐震改修などリフォーム工事等に関わる悪質な詐欺被害が後を絶たないことを踏まえ、消費者保護の観点にも配慮し、所有者等からの相談体制を強化していく。

また、所有者等が耐震化に対する不安を持たず、耐震診断や耐震改修等を円滑に進められるよう、関係団体と連携しながら、必要な普及・啓発に取り組んでいく。

(1)相談体制の整備および情報提供の充実

耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置して相談体制を整備するとともに、診断及び耐震改修の実施が可能な耐震診断資格者、耐震改修事業者を公表し、情報提供

の充実を図る。

また、市の広報紙を活用し耐震化の促進に関する情報提供を行うとともに、広報パネルの展示等により住宅の耐震化に係る情報を発信する。

(2)建築関係団体との連携

市民からの耐震化やリフォームなどの相談を受けた場合、福島県耐震化・リフォーム等推進協議会の紹介などを行い、行政と民間が協働して市民からの相談に対応する。

(3)耐震診断及び耐震改修の技術力向上

耐震診断及び耐震改修に関する技術力の向上のため、事業者向けの技術講習会を実施する。

4 田村市住宅耐震化アクションプログラムの策定

・住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化を促す取組み、耐震診断を実施した住宅に対する耐震化を促す取組み、改修事業者への技術力向上を図る取組み及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み、耐震化の必要性に係る周知・普及を図ることが重要である。このため、田村市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進する。

第4 建築物の減災化を促進する施策

1 減災化の基本的対策

東日本大震災や福島県沖地震においては、建築物の天井や窓ガラス、外壁部材、屋根瓦など非構造部材の落下や屋外の建築設備の転倒等による被害が報告された。また、昭和53年の宮城県沖地震や平成30年に発生した大阪府北部地震においては、ブロック塀等の倒壊により多数の死傷者がでた。

これらの被害を最小限にすること(減災化)は、建築物の耐震化と同様、地震から人命を守るために重要性が高いことから、引続き、減災化を推進する。

(1)減災化の基本的対策

①天井等落下防止対策

大規模空間を持つ建築物の天井部材等の落下を防止するための対策が重要であり、特に、避難所となる学校等で非構造部材の耐震化を促進する必要がある。

②窓ガラス脱落防止対策

窓ガラスの脱落は、利用者等の死傷の原因となることから、ガラス面への飛散防止フィルム貼付けや落下の恐れのある古い窓枠の改修を促進する。

③外壁部材の落下防止対策

外壁部材や外壁タイルの落下を防止するため、はく離や浮き、劣化による落下の危険性があるものについては、早期の補修を促す。

④屋根瓦の脱落防止対策

大規模地震時には、屋根瓦の脱落等の被害が広範囲で発生しており、東日本大震災や福島県沖地震でも、その復旧が停滞するなど生活に大きな影響を及ぼした。このた

め、屋根瓦の被害防止に向け、くぎ等で緊結されていない脱落の危険性があるものについて、脱落防止対策を講じるよう促す。

2 ブロック塀等の耐震対策

ブロック塀等については、地震により倒壊し、歩行者が死傷する等の事故が発生しており、建築物とともに安全性を確保していくことが求められていることから、避難路沿いにある倒壊の危険性があるブロック塀等について、撤去・改修の推進を図る。

第5 啓発及び知識の普及

1 地震防災マップの作成・公表

建築物の所有者等の耐震化に対する意識啓発を図るため、発生のある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震防災マップ)の作成及び公表を検討する。

2 相談体制の整備・情報提供の充実

建設部都市計画課を建築相談の窓口とし、耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか所有者等からの建築相談に応じる。

3 パンフレットの作成と活用

国、県、関係機関等のパンフレットを活用し、建築防災週間、違反建築防止週間等の機会を捉え、耐震化の促進について効果的な情報提供を行う。

第6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項

1 関係団体との連携

(1)福島県建築物地震対策連絡会議

建築物等の地震対策を進めるため、県と市町村が連携して、耐震診断及び耐震改修等を促進し、市民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安定を図ることを目的として平成27年10月に「福島県建築物地震対策連絡会議」を設置している。今後も、この会議を活用し、既存不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進や被災建築物応急危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

(2)福島県耐震化・リフォーム等推進協議会

住宅・建築物の耐震化やリフォーム等を推進するため、県、市町村、関係団体で「福島県耐震化・リフォーム等推進協議会」を設立している。

本協議会では、相談対応のほか啓発活動、災害発生後の相談員派遣など様々な取組を展開していることから、引き続き、本協議会と連携して耐震リフォームに関する相談等に対応し、民間建築物の耐震化の促進に関する効果的な啓発活動を行う。

(3)行政区等

地域においては、地震時の危険箇所の点検を通じて地震防災対策の普及、啓発を行うこ

とが効果的であり、耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去等については地域全体で行うことが重要であるため、市内の行政区や自主防災組織等と連携しながら耐震診断及び耐震改修の啓発を推進する。